

## 議第182号

### 滋賀県営住宅に係る工作物等撤去および植栽等請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年11月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県営住宅に係る工作物等撤去および植栽等請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

滋賀県は、滋賀県営住宅に係る工作物等撤去および植栽等請求訴訟を提起することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求める。

#### 1 被告となるべき者の住所、氏名等

番号	住 所	氏 名	団地名	住 宅 番 号
1				
		(連帯保証人)		

#### 2 請求の要旨

上記の者は、滋賀県知事に無断で住宅の裏庭部分に工作物および花壇の設置ならびに住宅の困障である植栽およびその支柱の撤去を行い、県の再三にわたる原状回復請求にもかかわらず、これに応じないため、滋賀県営住宅に係る工作物および花壇の撤去ならびに植栽および支柱の設置を求める訴えを提起する。

#### 3 訴訟遂行の方針

第一審判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。